

様式第3号(第4条関係)

誓約書

1 私並びに同居しようとする者は、雄武町移住宅地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例(平成23年雄武町条例第5号。以下「条例」という。)第4条に規定する譲渡等対象者に相違ないことを誓約します。

2 私は、移住宅地の貸付け及び譲渡を受けるにあたり、条例に基づく次の事項を誠実に守ります。

区 分	項 目
条例第7条に規定する事項	貸付け及び譲渡に関する契約を締結後、その翌年の12月末日までに規則に定める要件を満たす住宅を建築します。
	貸付け及び譲渡に関する契約を締結後、申込書に記載した者が翌年の12月末日までに自己が建築した住宅で居住(住民登録を含む。)を開始します。
条例第10条に規定する制約	譲渡を受けた日から10年間は、譲渡を受けた土地に建築した住宅(以下「住宅」という。)から転居しません。
	譲渡を受けた日から10年間は、住宅又は譲渡を受けた土地の全部若しくは一部を第三者に貸し付け若しくは譲渡しません。
条例第11条に規定する事項	条例第10条に規定する制約に反したときは、規則に定める金額を違約金として指定された期日までに支払います。
条例第12条に規定する事項	条例第4条第3項の規定に該当したとき、又は再三にわたり著しく周辺住民に迷惑を及ぼす行為をしたときは、無償で当該土地を雄武町に返還し、速やかに、住宅を退去します。
条例第13条に規定する事項	雄武町や地域の規範を遵守するとともに、自治会などの地域の活動に協力します。

上記のとおり誓約いたします。

平成 年 月 日

雄武町長 中川原 秀樹 様

氏名

印